

太平洋広域漁業調整委員会指示第十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業
 - イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
 - ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業
 - ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業
 - ト 別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2 操業の承認

- (1) 平成二十六年四月一日から平成二十六年十二月三十一日の間に太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十六年三月十日までに申請し、あらかじめ太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 第一号の承認の申請は、申請者の住所の所在する都道県ごとに、別表2の上欄に掲げる都道県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会議務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(4) 前号の場合において、別表2の上欄に掲げる都道県以外の道府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる都道県の区分に応じ、当該都道県の海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3 承認証の交付

(1) 委員会は、2の第一号の承認をしたときは、申請者に別記様式第二号による承認証を交付する。次号及び第四号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) 前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、申請人が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、2の第一号の承認を受けた者（第二号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) 2の第二号の規定は、前号の承認の申請について準用する。この場合において、申請者は、旧承認者が現に所持している承認証及び別記様式第四号による廃業届を添えて行うものとする。

(6) 第二号又は第四号による申請は、2の第三号又は第四号に規定する事務局に提出して行うものとする。

4 漁獲実績報告書

2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を平成二十七年一月三十一日までに、2の第三号又は第四号に規定する事務局に提出しなければならない。

5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第六十八条第四項で準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を2の第三号又は第四号に規定する事務局に返納しなければならない。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十七年一月三十一日までとする。

別表 1

都道名	漁業名
東京都	・かつおまぐろ漁業（知事許可）
北海道	・まぐろはえなわ漁業（海区承認）

別表 2

都道県名	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 （〒983-0842 宮城県仙
青森県	台市宮城野区五輪1-3-15仙
岩手県	台第3合同庁舎8階）
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁本庁 （〒100-8907 東京都千

宮崎県	大分県	愛媛県	高知県	徳島県	和歌山県	三重県	愛知県	静岡県	神奈川県	東京都
-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----

代田区霞が関1-2-1

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

平成 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名 ㊟

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
平成 年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長	
⑩	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする。

沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

平成 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

記

1 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

2 漁船原簿の登録確認

漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

確認者：職・氏名 ㊟

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第四号

廃業届

平成 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

平成 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

承認証再交付申請書

平成 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

(別図)

